

## 被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、平成26年2月14日から15日にかけての大雪により被害を受けた農家等の営農の早期再開と経営安定を図るため、農業協同組合が実施する被災ハウス復旧支援事業（以下「補助対象事業という。」）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 前条に規定する補助対象事業の内容、事業実施主体及び補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 この補助金は、補助対象事業を実施する事業実施主体に対して補助対象経費を補助する農業協同組合に対して交付し、補助率は3分の1以内とする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする農業協同組合長は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 農業協同組合長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助金の交付申請に当たっては、補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により農業協同組合長に通知するものとする。

### (補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 農業協同組合長は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合にあつては、この限りでない。

(2) 農業協同組合長は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(3) 農業協同組合長は、補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない

場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 農業協同組合長は、第2条第1項に規定する事業実施主体に対して、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。
- (5) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

- 2 農業協同組合長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第7条 農業協同組合長は、補助対象事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第6号)を補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 農業協同組合長は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 農業協同組合長は、補助対象事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の額の確定)

第9条 知事は、第7条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第8号)により農業協同組合長に通知するものとする。

- 2 知事は、農業協同組合長に交付すべき補助金額の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に

応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

**(書類の保管)**

第10条 補助金の交付を受けた農業協同組合及び第2条第1項に規定する事業実施主体は、この補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

**(その他必要な事項)**

第11条 この要綱に定めるものの他、この事業の実施に関しに必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

補助対象事業名	事業内容	事業実施主体	補助対象経費
被災ハウス復旧支援事業	被害を受けた農家が施設栽培の再開を図るため、被災ハウス栽培復旧事業により整備された施設を借り受け、農作物を栽培する事業	被災ハウス栽培復旧事業により整備された施設を借り受けた農業者	被災ハウス栽培復旧事業により整備された施設の年間賃借料。 ただし、被災ハウス栽培復旧事業費の農業協同組合負担分の1/4分の1以内とし、消費税及び年間管理費等を除く。

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者名の名称  
代表者の役職・氏名

### 被災ハウス復旧支援事業費補助金交付申請書

大雪により被害を受けた農家の経営安定を図るため、次のとおり事業を実施したいので被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業計画（様式第 1 号－1）

※押印は省略しても差し支えない。

様式第1号-1

1 事業の計画（又は実績）

(1) 事業実施主体（農家） \_\_\_\_\_ 名

(2) 賃貸借施設

・ 施設面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

・ 設置場所 \_\_\_\_\_

(3) 栽培内容

・ 品目 \_\_\_\_\_ (栽培方式 \_\_\_\_\_ 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

・ 品目 \_\_\_\_\_ (栽培方式 \_\_\_\_\_ 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

(4) 被災ハウス栽培復旧事業費

事業費	負担区分			備考
	県補助金	市町村費	その他	
(円)	(円)	(円)	(円)	

(5) 施設の年間賃借料

\_\_\_\_\_ 円

(6) 補助対象経費

\_\_\_\_\_ 円

※(5)の年間賃借料から消費税及び年間管理費等を除いた額。

(7) 県補助金

\_\_\_\_\_ 円

※(6)の3分の1以内。

2 事業完了（予定）年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

### 3 収支予算（又は収支精算）

#### （1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	
市町村費					
農家負担					
計					

#### （2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	(円)	(円)	(円)	(円)	
計					

### 4 添付資料

- (1) 農家ごとの栽培内容、賃貸借内容等の一覧表
- (2) 施設の賃貸借契約書の写し
- (3) 賃借料の支払いが確認できる書類（領収書等）（実績報告時）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

申請者 殿

山梨県知事

被災ハウス復旧支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のあった被災ハウス復旧支援事業費補助金については、被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった被災ハウス復旧支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助対象事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

4 補助金の交付の条件等は次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 同補助金交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は次のとおりとする。
- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
    - ア 補助金を補助対象事業以外の用途へ使用したとき
    - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
    - ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
    - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
  - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
  - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
  - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者名の名称  
代表者の役職・氏名

被災ハウス復旧支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった被災ハウス復旧  
支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、被災ハウス復旧支援  
事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

備考 ・変更申請にあっては、変更前と変更後が比較対照できるよう事業計画  
に二段書きして添付すること。(変更前を括弧書で上段に記載する。)  
・押印は省略しても差し支えない。

様式第4号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者名の名称  
代表者の役職・氏名

被災ハウス復旧支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった被災ハウス復旧  
支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、被災ハウス  
復旧支援事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

※押印は省略しても差し支えない。

様式第5号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者名の名称  
代表者の役職・氏名

被災ハウス復旧支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった被災ハウス復旧支援事業費補助金について、次のとおり概算払を受けたいので被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算払 請求額 ④	備考
円	円	円	円	

3 概算払の理由

4 補助金の振込先

振込先金融機関名 \_\_\_\_\_  
本店・支店名 ( \_\_\_\_\_ )

預金種別 当座 普通

(フリガナ) ( \_\_\_\_\_ )  
口座名義 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

※押印は省略しても差し支えない。

様式第 6 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者名の名称  
代表者の役職・氏名

被災ハウス復旧支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった被災ハウス復旧  
支援事業費補助金について、事業が完了したので被災ハウス復旧支援事業費補  
助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 実施した内容  
別添様式第 1 号 - 1 のとおり

3 補助金の振込先（申請者名義の口座）

振込先金融機関名 \_\_\_\_\_

本店・支店名（ \_\_\_\_\_ ）

預金種別 当 座 ・ 普 通

（フリガナ）（ \_\_\_\_\_ ）

口座名義 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

※実施した内容に軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内  
内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書と  
し、変更前を括弧書で上段に記載すること。

※押印は省略しても差し支えない。

様式第7号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者名の名称  
代表者の役職・氏名

被災ハウス復旧支援事業費補助金消費税及び地方消費税  
に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた被災ハウス  
復旧支援事業費補助金について、被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第  
8条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金額

円

2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円 (A)

3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に  
係る仕入控除税額

円 (B)

4 補助金返還額 (A - B)

円

5 添付書類

- ・返還額に係る積算の内訳
- ・その他、知事が必要と認める資料

※押印は省略しても差し支えない。

様式第8号

番  
年 月 日

申請者 殿

山梨県知事

被災ハウス復旧支援事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった被災ハウス  
復旧支援事業費補助金について、被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱第  
9条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額 円

概算払済額	円
精算払額	円
返納額	円